

岐阜県森林作業道実施基準

(平成 23 年 6 月 2 日付け森第 289 号林政部長通知)
一部改正(平成 23 年 9 月 1 日付け森第 475 号林政部長通知)
一部改正(平成 24 年 4 月 27 日付け森第 148 号林政部長通知)
一部改正(平成 25 年 6 月 24 日付け森第 321 号林政部長通知)
一部改正(平成 26 年 5 月 30 日付け森第 272 号林政部長通知)
一部改正(平成 27 年 5 月 29 日付け森第 295 号林政部長通知)
一部改正(平成 28 年 6 月 16 日付け森第 301 号林政部長通知)
一部改正(平成 28 年 12 月 2 日付け森第 677 号林政部長通知)
一部改正(平成 29 年 4 月 17 日付け森第 52 号林政部長通知)
一部改正(平成 30 年 4 月 17 日付け森第 183 号林政部長通知)
一部改正(令和元年 5 月 8 日付け森第 387 号の 4 林政部長通知)
一部改正(令和 2 年 4 月 20 日付け森第 98 号林政部長通知)
一部改正(令和 3 年 5 月 6 日付け森第 96 号林政部長通知)
最終改正(令和 6 年 4 月 10 日付け森経第 748 号林政部長通知)

第 1 総則

岐阜県森林災害復旧事業実施要領(昭和 56 年 7 月 6 日造林第 218 号林政部長通達。以下「県災害要領」という。)及び岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱(平成 18 年 4 月 1 日林第 7 号林政部長通知。以下「県要綱」という。)に規定する森林整備事業の森林作業道の開設等については、岐阜県補助金等交付規則(昭和 57 年 2 月 23 日規則第 8 号。以下「県規則」という。)、岐阜県森林整備事業実施要領(平成 13 年 4 月 2 日森第 1 号農山村整備局長通知。以下「県要領」という。)、岐阜県森林整備事業実施要領の運用等について(平成 21 年 4 月 17 日森第 105 号林政部長通知。以下「県運用」という。)、岐阜県森林作業道作設指針(平成 23 年 5 月 17 日森第 190 号林政部長通達。以下「県指針」という。)に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

第 2 基準の目的

- 1 この基準は、森林作業道の開設等にかかる補助金申請、確認に必要な事項を定め、当該森林作業道の補助金確認の適正を確保することを目的とする。
- 2 この基準は、森林作業道が森林整備事業に継続的に使用される施設であること及びその査定は標準単価方式によることに留意し、現地等の多様な実情に即するように配慮して運用する。

第 3 事業内容等

- 1 補助金の対象となる事業の内容は、次の要件を全て満たし、構造が県指針の定める構造を有する森林作業道の開設及び改良とする。
- 2 補助要件

- (1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）地内の対象森林で実施する路線、森林経営計画対象林班及び隣接林班で行う森林整備の対象森林で実施する路線又は当該計画地内へ到達するために必要と認められる路線であること。
 - (2) 森林経営計画区域内における森林整備事業と一体的に実施され、それらの森林整備事業予定地と近接している路線であること。ただし、間伐及び更新伐（伐採木の搬出を伴うものに限る）と一体的に実施される路線については、その実施面積が開設については 1 ha 以上、改良については 0.1ha 以上の路線に限るものとする。
 - (3) 事業主体は、実施する作業道に、岐阜県作業道等開設研修実施要領（平成 21 年 11 月 24 日付森第 667 号森林整備課長通知。）による研修修了者（以下「研修修了者」という。）を配置していること。なお、請負の場合であって、請負先が当該研修の修了者を配置する場合についてはこの限りでない。
 - (4) 開設する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ①全体計画延長が 100m 以上であること。（幅員拡張の場合を含む）
 - ②路線開設後 2 年以内（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画の期間内）に、森林整備事業予定地の施業を実施すること。
 - (5) 改良する場合は、以下の要件を満たすこと。ただし、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧を改良として行う場合は、①の開設後の経過年数及び②の要件は適用しないものとする。
 - ①本事業等において開設した作業道であって、開設後 3 年以上経過したもの。
 - ②当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施する森林施業の終了後であること。
 - ③ 1 箇所の事業費がおおむね 20 万円以上であること。
 - ④改良の内容は、切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
 - ⑤第 2 3 に規定する災害の報告がなされていること。
- 3 事業主体等は、森林作業道の路線計画について、次の点に留意し、経済的で効率の良い起終点及び線形とする。なお、これによらない場合は農林事務所長（以下「所長」という。）と協議するものとする。
- (1) 既設道路及び森林整備事業予定地の位置等を確認のうえ、経済的かつ合理的な路線を検討し確実性のある計画とすること。
 - (2) 計画路線上の希少野生生物の生息・生育状況及び埋蔵文化財、史跡、名勝、天然記念物の有無について、文献調査、市町村教育委員会への聞き取り、岐阜県遺跡地図等により確認を行うこと。なお、希少野生生物及び埋蔵文化財等が計画路線上に確認された場合は、適正な処理を行うまで当該路線の開設は行わないものとする。
 - (3) 開設によって以前に補助を受けて育成した樹木がみだりに伐採されることなどがないよう、線形・幅員等を検討・選択すること。また、開設と同時あるいは先行して施業を実施する場合には、開設により立木が伐採されることとなる区域を事前に確定しておき、その

区域において施業を実施して補助金の申請を行うことなどがないよう留意すること。

第4 事業予定書の提出

- 1 所長は、当該市町村内で翌年度に森林作業道の開設を予定している、又は森林作業道を開設する者から補助金の取扱いに関する事務の委任を受けて行うことを予定している者（以下「事業主体等」という。）の事業予定を取りまとめ、事業主体等に対して市町村森林整備計画及び関連法令等への適合状況を確認のうえ、森林経営課長（以下「課長」という。）の指定する様式及び期日等に従って事業予定書を作成・提出するとともに関係市町村長へ通知するものとする。
- 2 事業主体等は、前項の提出に併せて森林作業道開設等チェックリスト（別記様式第6号）を記入し、所長へ提出すること。
- 3 県災害要領に規定する森林作業道については、本項を適用しない。

第5 予定補助金額の通知

- 1 課長は、県要領第3の1に基づき予定補助金額を配分し、所長に通知するものとする。
- 2 所長は、県要領第3の2に基づき予定補助金額を配分し、事業主体等に通知するとともに市町村長へ通知する。

第6 事業予定調書の作成

- 1 所長は、事業主体等に対して、県要領第4の1に定める事業予定調書の作成を指導する。
- 2 事業主体等は、県要領第4の2に基づき事業予定調書を所長に提出するものとする。
- 3 事業主体等は、前項の提出に併せて森林作業道開設等チェックリスト（別記様式第6号）を記入し、所長へ提出すること。
- 4 所長は、県要領第4の3に基づき事業予定調書を課長に提出するものとする。

第7 事業予定調書の変更等

1 重要な変更

事業主体等は、事業予定調書の内容に下記の変更が生じた場合は、県要領第5の1の規定に基づき所長に変更協議をする。

所長は、変更協議を受けた場合は、県要領第5の2の規定に基づき、変更を承認する場合は、その旨事業主体等に通知するとともに、事業予定調書を課長に提出及び関係市町村長へ通知をする。

(1) 事業主体毎の事業量(延長)の2割を超える増減

(2) 路線の追加及び廃止

2 災害による変更

事業主体等は、事業の実施中において災害その他の災害を受けた場合は、速やかに災害報告書（別記第2号様式）を所長に提出し、事業予定調書の変更について協議するものとする。

第8 予定補助金額の変更

課長は、事業にかかる予算の執行状況を適宜把握のうえ、必要に応じて予定補助金額の変更を行うものとする。

第9 補助金の交付関係事務

事業主体等は、事業実施前に交付申請を行い、交付決定を受けるものとする。ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、事業完了後に交付申請を行うことができる。

また、事業主体等は補助金の交付申請、請求、受領について森林組合長等に委任できるものとする。

第9-1 事業実施前に交付申請を行う場合

第9-1-1 補助金交付申請

事業主体等は、県規則第4条及び県要綱第4条の規定に基づく補助金交付申請書（別記様式3号）に次に定める書類を添付して、所長へ提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第4号様式）
- (3) 概算設計書（別記第5号様式）
- (4) 箇所位置図（25,000～50,000分の1）、路網図（CS立体図および傾斜区分図に線形を記載。）
- (5) 開設計画図（森林計画図1/5000に全体線形、当年度開設予定区間、縦断勾配、構造物の種類、森林整備予定箇所及び実施年度を記載）
- (6) 委任状及び精算依頼書（写）（代理申請の場合に限る。）
- (7) 作業道管理規程（写）
- (8) 人工造林（再造林に限る）に伴う作業道開設の場合、人工造林の実施予定箇所が、市町村森林整備計画において、木材生産林に区分される予定の森林であることを市町村長が証する書類（県要領 別記様式第13号）（木材生産林に区分された森林の場合を除く）
- (9) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向チェックシート

なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。

ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。

(10) 環境負荷低減チェックシート

提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。

(11) 森林作業道開設等チェックリスト（別記様式第6号）

(12) その他部長が別に定める書類

第9-1-2 補助金の交付決定

- 1 所長は、第9-1-1の交付申請書の提出があった場合には、内容を審査のうえ、県規則第5条に基づき、速やかに補助金の交付額を決定し、以下の条件を付した交付決定通知（別記第7号様式）により通知するものとする。
- 2 交付条件
 - (1) 補助事業に係る規則、実施要領、要綱、その他関係通達に従わなければならない。
 - (2) 補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため消費税相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 事業主体等の長は、実績報告（適正化法第14条の規定による報告をいう。）を行うにあたって、上記の事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により上記の事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
 - (3) 作業道開設に係る森林整備事業について、補助対象となる事業内容を満たさないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (4) 補助事業により開設等をした作業道については事業完了後も、適切に管理するとともに補助金の交付目的に従って使用しなければならない。
 - (5) 補助金交付年度の翌年度の初日から起算して5年以内（森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知。以下国実施要領という。）第1の1の(2)の事業（オを除く。）にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に作業道の全部又は一部を転用若しくは用途変更（以下「転用等」という。）しようとするとき、又は補助目的を達成することが困難となったときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。また、知事の承認を受けて作業道を転用等をした場合は、当該作業道につき交付を受けた補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合は、知事に協議することができる。
 - (6) この補助金の申請、決定通知書及び実績報告に関する書類（写真データを含む）を補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年間は保存しなければならない。
 - (7) 国実施要領別表4の森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち森林経営計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取り消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（別表4の（2）に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画が取り消された場合であっても、（3）に掲げる査定係数が適用される場合にあっては、補助金相当額との差額）を返還すること。

第 9-1-3 事業の着手

1 着手の制限

事業の着手は、原則として交付決定後行うものとする。

ただし、当該年度内においてやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体等は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第 8 号様式）を所長に提出するものとする。

2 事業着手届

事業主体等は、事業に着手したときは、速やかに事業着手届（別記第 9 号様式）を所長に提出するものとする。

第 9-1-4 補助金交付の変更申請

事業主体等は、補助金交付決定通知を受けた後に計画変更等により補助事業の内容に変更（第 7 の 2 災害による変更を除く。）をする場合で、当該補助金の額に変更が生じた場合（当該補助金額を減額する場合を除く。）は速やかに補助金交付変更申請書に第 9-1-1 に定める書類を添付して所長に提出しなければならない。

第 9-1-5 補助金の交付決定の変更

所長は、補助金交付変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更するものと認めたときは、補助金交付決定の変更を事業主体等に通知するものとする。

第 9-1-6 補助金の概算払

事業主体等は補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記第 10 号様式）に概算払内訳表（別記第 11 号様式）を添えて所長に提出するものとする。

第 9-1-7 事業完了に伴う手続

1 竣工検査

事業主体等は、補助金に係る事業が完了したときは速やかに竣工検査を実施し、検査調書（別記第 12 号様式）を作成するものとする。ただし、直営施工の場合は除く。

2 事業完了届

事業主体等は、竣工検査が完了したときは、速やかに事業完了届（別記第 13 号様式）に次に掲げる書類を添えて、所長に提出するものとする。

(1) 検査調書（直営施工の場合は除く）

(2) 出来高設計書（別記第 14 号様式）

(3) 作業道台帳（別記第 15 号様式）

(4) 位置図（1/5000 程度。線形及び施業地を記入。）、平面図（1/1000 程度。中心線、測点、排水施設的位置、地形状況、表（各測点の方位、水辺距離、縦断勾配、地山勾配の一覧表。別表でも可。）を記入。）、横断面図（1/100 程度。森林作業道標準断面単価表を適用できない区間のみ作成。）、構造図（1/50～1/100 程度。構造物がある場合のみ作成。）、

路網図（CS 立体図および傾斜区分図に線形を記入。）

- (5) 工事写真（工事中写真に段切り作業の写真添付のこと）及び工事完成写真
- (6) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査票（県要領 別記様式第 9 号）
- (7) 森林作業道開設等チェックリスト（別記様式第 6 号）

3 実績報告

事業主体等は、補助事業が完了したときは、県規則第 13 条に基づき実績報告書（別記様式 16 号）に次に掲げる書類を添えて所長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（別記第 1 号様式）
- (2) 収支決算書（別記第 4 号様式）

第 9-1-8 確認

所長は、第 9-1-7 の事業完了届及び実績報告が提出されたときは、岐阜県森林整備事業検査要領（平成 13 年 4 月 2 日付け森第 2 号。以下「検査要領」という。）により、確認を行うものとする。ただし、実績報告の提出前であっても、事業主体等からの事業完了届の提出をもって現地検査を行うことができるものとする。

第 9-2 事業完了後に交付申請を行う場合

第 9-2-1 事業完了に伴う手続

1 竣工検査

事業主体等は、補助金に係る事業が完了したときは速やかに竣工検査を実施し、検査調書（別記第 12 号様式）を作成するものとする。ただし、直営施工の場合は除く。

2 補助金交付申請

事業主体等は、事業を完了したときは、県規則第 4 条及び県要綱第 4 条の規定に基づく補助金交付申請書（別記様式 3 号）に次に定める書類を添付して、所長へ提出するものとする。

- (1) 事業実績書（別記第 1 号様式）
- (2) 収支決算書（別記第 4 号様式）
- (3) 検査調書（直営施工の場合は除く）
- (4) 出来高設計書（別記第 14 号様式）
- (5) 作業道台帳（別記第 15 号様式）
- (6) 位置図等（第 9-1-7 の 2 の(4)に同じ）
- (7) 工事写真（工事中写真に段切り作業の写真添付のこと）及び工事完成写真
- (8) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査票（県要領 別記様式第 9 号）
- (9) 委任状及び精算依頼書（写）（代理申請の場合に限る。）
- (10) 作業道管理規程（写）
- (11) 人工造林（再造林に限る）に伴う作業道開設の場合、人工造林の実施予定箇所が、市町村森林整備計画において、木材生産林に区分される予定の森林であることを市町村長が証する書類（県要領 別記様式第 12 号）（木材生産林に区分された森林の場合を除く）

(12) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向チェックシート

なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。

ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。

(13) 環境負荷低減チェックシート

提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。

(15) 森林作業道開設等チェックリスト（別記様式第6号）

(16) その他部長が別に定める書類

3 実績報告

前項の場合にあつては、交付申請書の提出をもって実績報告とみなすものとする。

第9-2-2 確認

所長は、第9-2-1第2項の補助金交付申請書が提出されたときは、検査要領により、確認を行うものとする。ただし、補助金交付申請書の提出前であっても、森林作業道の開設が完了した場合であつて、かつ、事前計画書に基づいて行う場合に限り、事業主体等からの事業完了届と次に掲げる書類の提出をもって現地検査を行うことができるものとする。

(1) 検査調書（直営施工の場合は除く）

(2) 出来高設計書（別記第14号様式）

(3) 作業道台帳（別記第15号様式）

(4) 位置図等（第9-1-7の2の(4)に同じ）

(5) 工事写真（工事中写真に段切り作業の写真添付のこと）及び工事完成写真

(6) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査票（県要領 別記様式第9号）

(7) 森林作業道開設等チェックリスト（別記様式第6号）

第9-2-3 補助金の交付決定

所長は、第9-2-2の確認の結果、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、県規則第5条に基づき、速やかに補助金の交付額を決定し、第9-1-2第2項の条件を付した交付決定通知（別記第7号様式-2）により通知するものとする。

また、交付決定をもって補助金の実績報告に対する額の確定をしたものとみなす。

第10 確認事項

1 残土の査定について

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）に則った手続きが必要か、必要な場合は手続きを経ているか確認を行うこと。

(1) 制限林での特例

制限林内で路線計画する際に残土処理を許可条件とされた場合や地山傾斜が急峻なため片切片盛が不可能な場合等は、残土処理に要する経費を補助対象とすることができる。ただし、次の各号を全て満たす場合に限る。

ア 土砂流出の恐れのない場所に残土処理されていること。

イ 残土の敷均締固が十分なされており、土砂流出の恐れがないこと。

ウ 残土の盛土法面整形が県指針の盛土の基準によりなされていること。ただし、盛土高が10mを超える場合は、1割5分より緩い勾配とし、5mごとに幅1mの小段を設けて処理されていること。

エ 残土量の確認が可能であること。

補助対象とする内容は、計画路線内での残土処理が困難で、残土処理場を計画路線外に設けた場合、計画路線の起点から残土処理場までの残土運搬及び残土敷均とする。ただし、計画路線内に残土処理場を設けた場合でも、残土量が多い場合は残土敷均を補助対象とすることができる。なお、残土量は次により算定する。

査定残土量 V の算出

$$\begin{aligned} V_1 &= V_0 / 1.20 & V_0 : \text{確認持出残土量} \\ V_2 &= V_1 - a & V_1 : \text{地山換算土量} \\ V_3 &= \tau - v & V_2 : \text{持出残土量} \\ V_4 &= V_3 - b & V_3 : \text{最多残土量} \\ & & V_4 : \text{最多持出残土量} \\ V_2 < V_4 \text{ のとき } & V = V_2 & a : \text{オーバーカットした土量} \\ V_2 > V_4 \text{ のとき } & V = V_4 & b : \text{現場内余盛土量} \\ & & \tau : \text{盛土に使用しうる土量} \\ & & \quad (\text{余切り土量を含まない}) \\ & & v : \text{盛土に使用した土量} \\ & & \quad (\text{余盛り土量は含まない}) \end{aligned}$$

(2) 制限林以外の急傾斜地での特例

制限林以外で地山傾斜が急峻であり片切片盛が不可能な場合は、前項と同様の条件を満たしていれば残土処理に要する経費を補助対象とすることができる。補助対象とする内容と残土量の算定は、前項と同じとする。

(3) 届出

(1) 及び(2)において、残土を区域外で処分する場合は、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）第4条に基づく届け出をおこなうこと。

2 岩判定について

事業主体等は施工中に軟岩Ⅱ以上が露出するような箇所は、線形及び土工計画を含む設計内容を再検討すること。

やむを得ず岩を掘削する場合は、施工後の岩の露出状況により岩質を判定し査定する。ただし、掘削前に別記第18号様式による簡易岩判定を行い、簡易岩判定シートと判定状況等の写真を出来高設計書に添付する場合は、その判定結果により査定を行うことができる。

3 施工機械について

(1) 掘削機械

原則、掘削機械の基準は、岩石は大型ブレーカ、土石はバックホウ又はブルドーザを標準

とする。

バックホウは 90° 旋回を基準とし、残土処理を補助対象とする場合は、180° 旋回とする。

ア 機種選定基準

機種選定の基準は、次のとおりとする。

- ①全幅員 2.0m～2.5m未満 バックホウ 0.08(0.06)m³、ブルドーザ 3 t
- ②全幅員 2.5m～3.0m未満 バックホウ 0.13(0.10)m³、ブルドーザ 3 t
- ③全幅員 3.0m～3.5m未満 バックホウ 0.28(0.20)m³、ブルドーザ 11 t
- ④全幅員 3.5m～4.0m未満 バックホウ 0.45(0.35)m³、ブルドーザ 11 t

※側溝及び余裕幅を設置する場合は、側溝幅等も含めて全幅員とすること。なお、実際の施工機械が上記機種選定の基準よりも施工単価が安価な機械を使用し工事を行っていた場合は、実際の施工機械により事業費の算出を行うものとする。このため、現地で使用した施工機械の規格が判断できる写真を撮影し提出するものとする。

(2) 残土運搬機械

残土運搬は、ダンプトラックを標準とし、曲線半径や縦断勾配によりダンプトラックが通行できない場合は不整地運搬車とする。

ア 機種選定基準

機種選定の基準は、次のとおりとする。

- ①全幅員 2.0m～2.5m未満 不整地運搬車 2 t
- ②全幅員 2.5m～3.0m未満 ダンプトラック 2 t 又は 不整地運搬車 4 t
- ③全幅員 3.0m～3.5m未満 ダンプトラック 4 t 又は 不整地運搬車 6 t
- ④全幅員 3.5m～4.0m未満 ダンプトラック 10 t

※側溝及び余裕幅を設置する場合は、側溝幅等も含めて全幅員とすること。なお、実際の施工機械が上記機種選定の基準よりも施工単価が安価な機械を使用し工事を行っていた場合は、実際の施工機械により事業費の算出を行うものとする。このため、現地で使用した施工機械の規格が判断できる写真を撮影し提出するものとする。

4 切取法勾配について

査定設計上の切土法勾配は、土質区分及び切土高に応じて次を基準とする。ただし、制限林内においてはこの限りではない。

なお、事業主体からの申請法勾配が次の基準法勾配よりも緩い場合は、余切とし設計土量に含めないものとする。

(1) 土砂の基準法勾配

ア 切土高 2 m未満

基準とする勾配は 0 分又は 6 分とする。

イ 切土高 2 m以上

基準とする勾配は 6 分とする。

(2) 軟岩(1)A 以上の基準法勾配

ア 切土高 2 m未満

基準とする勾配は、0 分又は 3 分とする。

イ 切土高 2 m以上

基準とする勾配は、3分とする。

查定例：軟岩(1)A、切土高2m未満

申請法勾配2分 → 査定法勾配0分（0分と2分の差は余切とする）

申請法勾配4分 → 査定法勾配3分（3分と4分の差は余切とする）

申請法勾配3分 → 査定法勾配3分（申請のとおり）

5 切取法面整形について

バックホウ施工の場合、切土法面整形は補助対象としない。ただし、法面緑化工（種子吹付）を施工する場合は、その部分を必要に応じて補助対象とすることができる。また、切土法面整形は、ゆるんだ転石、岩塊等を取り除き安定した法面に整形する作業をいい、法面の根切りが行われていなくても、切土法面整形を補助対象とすることができる。

6 盛土法面勾配について

査定設計上の盛土のり面勾配は、土質区分及び盛土高に応じて次を基準とする。ただし、制限林内においてはこの限りではない。

なお、事業主体からの申請のり面勾配が次の基準のり面勾配よりも緩い場合は、設計土量に含めないものとする。

(1) 盛土高2m以下

基準とする勾配は1割

(2) 盛土高2mを超え10m以下

基準とする勾配は1割2分

なお、盛土高が5mを超える場合は、5mごとに小段を設ける。

7 盛土工について

地山の地形・地質、土質、気象、使用する機械の重量などを考慮し、十分な強度を得られるよう概ね30cmを1層として締固めを行い、路体の強度を確保すること。やむを得ず軟弱地盤の箇所を通過する場合は、水抜き処理や置換工法等を検討すること。

また、立木掛けやボサ掛けのような不安定物で盛土のり尻を止める方法は行ってはならない。急傾斜地では、堅固な地盤のうえに丸太組工や2次製品を設置するなどして、盛土高を抑えながら、堅固な路体を構築する工法を検討すること。

8 路盤工について

補助対象は、路盤厚50cmを上限とし、施工幅は幅員までとする（余切、余盛りによる拡幅分は補助対象としない。）。また、施工箇所は地盤が軟弱な区間とする。ただし、路盤厚が20cmを超える施工を実施する場合は、検査の際その必要性及び実施状況を確認のため、次の資料を提出するものとする。

(1) 路盤工の必要厚を証明する機械測定データ又は既往の実績資料

(2) 路盤材を敷設した区間毎の施工延長、幅員および敷厚の分かる写真

なお、敷厚の写真は、敷均し後に、起点、中間点、終点の路盤材を掘り起こし撮影すること。また、施工延長が200mを超える場合は、中間点は200mにつき1箇所以上撮影すること。

9 構造物について

森林作業道については、林地崩壊の防止、車両の通行等を確保しうる現地状況に応じた規

格または構造で最小限の範囲とし、構造物（丸太組工、フトン竈、鋼製及びコンクリート構造物等）は、利用頻度、耐用年数、コストを考慮して選定する。また、排水施設の通水断面計算については、岐阜県林道設計指針（林政部森林経営課）「1 排水施設の通水断面決定について」に基づくこととする（参考資料参照）。

10 道路敷にかかる除地の取扱について

間伐等の施業地内で森林作業道を開設し、その間伐等の施業地を造林補助申請する場合は、森林作業道敷地を造林補助申請面積から差し引く（除地とする）ものとする。なお、その面積の決定方法は以下のとおりとする。

原則として、作業道敷地（伐開幅を含む）を実測（作業道の平面図、横断面図からの測定を含む）を行い除地面積を決定する。

県が作成する作業道標準断面図（森林作業道標準断面単価表）に準じた森林作業道については、作業道標準断面図の作業道敷地幅に延長を乗じ除地面積を決定する。

ただし、作業道標準断面図による作業道敷地幅と実際の森林作業道敷地幅に大きな乖離がある場合（残土処理場や作業ポイントを設けた場合等）は、森林作業道敷地を実測し除地面積を決定する。※作業道敷地幅：切土法頭から盛土法尻の幅。現地の状況に応じて伐開幅を追加する。

11 開設に伴い発生する根株等の処理について

森林作業道の開設に伴って発生する根株等については、「森林内における建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて」（平成 11 年 11 月 16 日付け 11-16 林野庁林政部森林組合課長等連名通知）により適正に取り扱うとともに、廃棄物が発生した場合には、廃棄物処理法に基づきそれを適正に処理するものとする。

また、事業主体が開設を請け負わせている場合には、請負者から産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の写しを提出させるものとする。

なお、検査に際しては、検査者は事業主体等に廃棄物の発生の有無を確認するとともに、発生している場合にはマニフェスト又はマニフェストの写しを提示するものとする。

12 工事写真及び完成写真について

工事写真は、土工（起点、中間点、終点）や主な構造物の施工前、施行中の状況、バックホウ等の使用機種を撮影するものとし、施行中の状況写真には段切り作業施行中写真も撮影する。

工事完成写真は、路線の全測点及び主な構造物の全景を撮影するものとする（1 枚で 2 測点以上を撮影することができる）。

なお、写真撮影にあたっては、当該写真データに撮影日及びGPS等による位置情報を記録したものとする。

第 11 工事の発注

1 発注方法等

(1) 県、市町村、岐阜県森林公社及び木曽三川水源造成公社の工事の発注及び契約方法はそれぞれ当該団体の定めるところによる。

(2) 森林組合等が請負に付して工事を発注するときは競争入札による契約若しくは、数社の見

積合わせによる随意契約によること。

- (3) 事業主体等に研修修了者が配置されていない場合は、請負先に研修修了者が配置されていることを選定条件とする。

2 発注にかかる仕様書

- (1) 仕様書は、県指針と次の事項を参考にして、各事業主体等において作成する。
- (2) 工事写真及び完成写真は、第 10 の第 12 項に基づき撮影する。
- (3) 完成後、測点杭を設置する。

第 12 監督責任者の選任

事業主体等は、年度当初に路線毎の監督責任者を選任し、その氏名を書面（既存の計画書様式の備考欄に記載する方法など）により所長に報告する。

なお、監督責任者を変更したときは、その都度同様に報告する。

第 13 監督責任者の業務内容

ア 以下の業務を総括監督する。

- ① 事前調査及び当初設計。
- ② 制限林内に計画する場合の該当法令に基づく手続き。
- ③ 工事の施工にあたって、出来高が県指針等の補助要件に適合するための施工管理又は請負者への指示。
- ④ 出来高設計書の作成。
- ⑤ 森林作業道開設等チェックリストによる確認。

イ 工事着手前及び施工中に農林事務所の現地指導を必要に応じ受ける。

ウ 工事着手時に制限林内における許可書等の写しを農林事務所に提出する。

エ 工事の着手及び完了を農林事務所に報告する。

オ 災害の防止を図るための巡視及び現場管理を行う。

カ 事故や災害などその他不測の事態が発生した場合は、農林事務所に報告する。

※エ、カの報告方法については問わない。

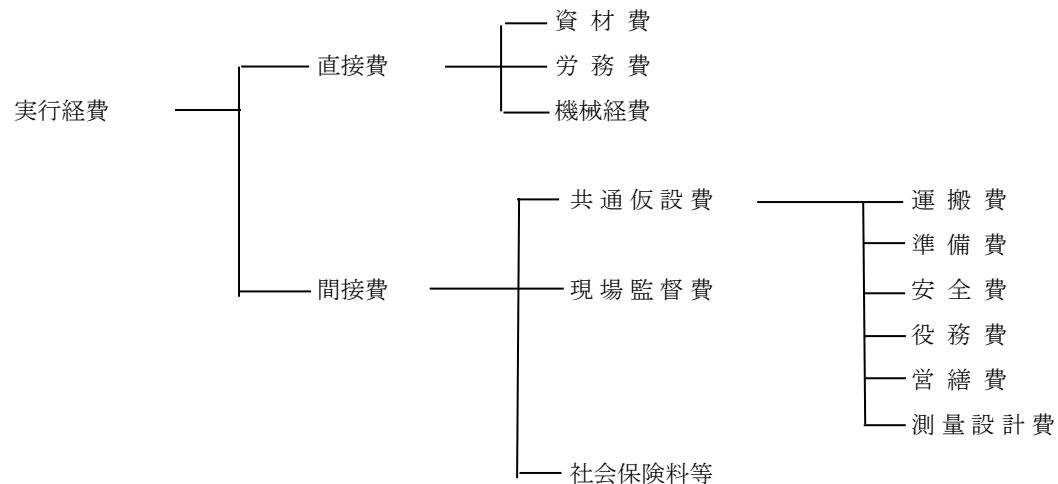
第 14 設計書の種類

設計の種類は、補助金の算出に必要な設計書として、計画（当初）設計、変更設計及び出来高設計とし、設計書は別記第 14 号様式のとおりとする。

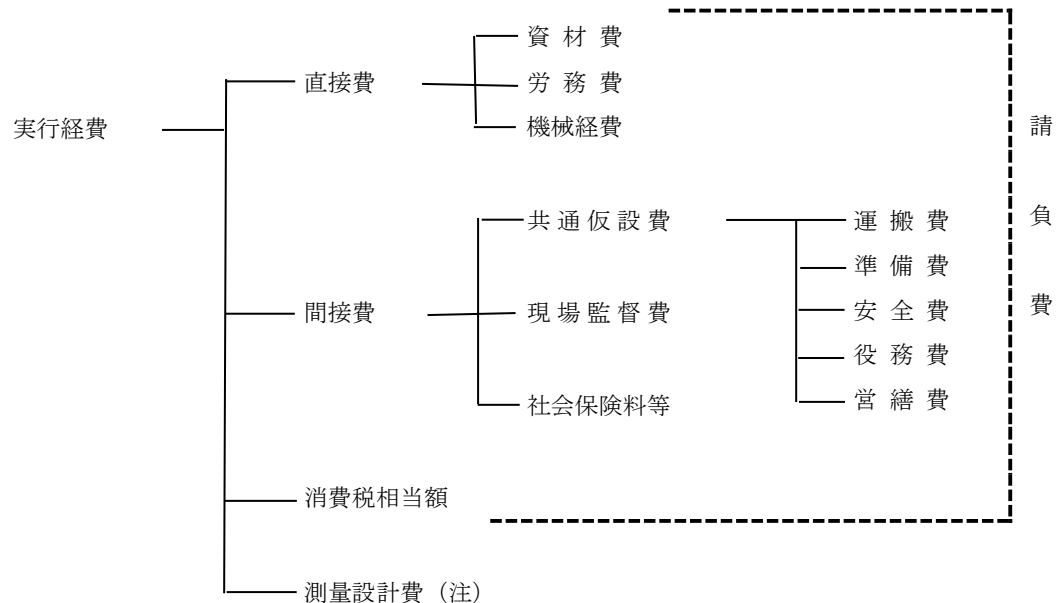
第 15 事業費の構成

1 事業費の構成は次のとおりとする。

(1) 直接施行



(2) 請負施行



(注) 測量設計費は、必要に応じ消費税相当額を加算することができる。

2 標準単価

標準事業費を構成する各工種の単価は、年度ごとに定める森林作業道標準断面・簡易構造物標準単価表によるものとする。

なお、地形条件等から森林作業道標準断面・簡易構造物標準単価表が適用できない部分については、森林作業道等標準単価表及び森林整備保全事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日 11 林野計第 133 号林野庁長官通知）を準用し、別途積算するものとする。

3 消費税の取扱い

消費税は次により取り扱うものとする。

(1) 本工事費のうち消費税の対象とする経費

ア 直営施行・・・資材費のみ

イ 請負施行・・・工事価格

(2) 補助対象の判断

森林所有者又は事業主体の課税方式により消費税を補助対象とするか判断する。

ア 事業主体が森林所有者から受託して森林作業道を開設する場合

(＝森林所有者が森林作業道を整備する)

「森林所有者」の課税方式で判断する。

本則課税業者・・・・・・・・・・消費税補助対象外

簡易課税及び免税事業者・・・・消費税補助対象

この場合、森林所有者が補助金の最終受領者となり、事業主体は補助金を「預かり金処理」として取り扱うこととなる。

イ 事業主体が自ら森林作業道を開設する場合

(＝森林所有者からの委託によらない場合)

「事業主体」の課税方式で判断する。

本則課税業者・・・・・・・・・・消費税補助対象外

簡易課税及び免税事業者・・・・消費税補助対象

この場合、事業主体が補助金の最終受領者となり、事業主体は補助金を「収入」として取り扱うこととなる。

第 16 設計積算

1 数量計算及び単位

森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）を準用する。

なお、路線延長（m）は、小数第 1 位を四捨五入し単位止めとする。各測点間距離（m）は、小数第 2 位を四捨五入し小数第 1 位止めとする。

2 設計書の金額単位

(1) 積算単価表は、円未満を切り捨てとする。

(2) 直接工事費は、工種毎に円未満切り捨てとし、直接工事費の合計は、千円未満切り捨てとする。

(3) 共通仮設費は、円未満切り捨てとする。

(4) 現場監督費、社会保険料は、千円未満切り捨てとする。

第 17 補助対象経費、間接費及び補助金の算出

この事業にいう補助対象経費及び間接費は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 林整整第 857 号）のとおりとする。

補助金額の算出は、「森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成 14 年 12 月 26 日 14 林整整第 580 号）」のとおりとする。

第 18 進捗状況報告

- 1 事業主体等は、所長から事業の進捗状況について報告を求められた場合は、速やかにこれを報告しなければならない。
- 2 所長は、課長から事業の進捗状況について報告を求められた場合は、速やかにこれを報告しなければならない。

第 19 関係法規に基づく許可等

事業主体等は事業実施にあたり、森林法、砂防法、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）、その他関係する法律等に基づく許可等を必要とするときは、関係法規の定めるところにより、当該許可等を得るものとする。

第 20 事業実績報告書

所長は年度事業が完了したときは、当該年度の翌年度の 4 月 25 日又は事業完了後 1 箇月を経過した日のいずれか早い期日まで実績報告書（別記第 17 号様式）及び開設平面図の写しを林政部長に提出するものとする。

第 21 管理

- 1 事業主体等又は当該森林作業道を管理する権原を有する者（以下「管理者」という。）は、開設した作業道の管理に関する規定を設けるほか、これに必要な費用を計上して、通行の安全を図るように努めなければならない。
- 2 管理者は、作業道の維持管理の状況を作業道台帳に記録すること。
- 3 管理者は、森林作業道の起点に、次のことを明示した完成標識を設置し、関係者以外の森林作業道の通行を原則として禁止するものとする。
 - (1) ○○事業 作業道○○線
 - (2) 管理者 ○○○
 - (3) 延長 ○○m、幅員 ○○m
 - (4) 注意喚起 記載例「この作業道は、林業経営を行うため開設したものであり、関係者以外の通行を固く禁じます。」
 - (5) 補助事業の周知 記載例「この作業道は、岐阜県からの補助金を受けて整備したものです。」
- 4 前項の措置を講じた場合においても、森林作業道内における車両事故の発生の恐れがあるため、管理者は林道賠償責任保険制度等への加入に努めるものとする。
- 5 森林整備の終了に伴い、森林作業道を廃道にする場合は、管理者において当該森林作業道を閉鎖するものとする。
- 6 当該森林作業道の管理者に異動を生じた場合は、その継承者において、前記 1 から 6 に準じた措置を講ずるものとする。
- 7 所長は森林作業道台帳を農林事務所に備え、必要に応じて、森林作業道の維持管理等に関する指導を行う。

第 22 マサ土区間での開設

マサ土区間で森林作業道を開設する場合は、予め十分に現地踏査等により土質の把握に努めるとともに、作業道作設指針を遵守し、かつ、最大縦断勾配は4度以下とし、15m以内に路体、路盤等の損壊が生じない構造により、横断排水施設を設置すること。

また、管理者は開設後の路面等の状況を確認し、補助金交付年度の翌年から起算して1年間は、毎月末に侵食等の範囲や程度（洗堀の深さなど）について所長へ報告（別記様式19号）すること。

第 23 災害の報告

- 1 管理者は、森林作業道に法面崩壊等の災害が発生した場合は、森林作業道損壊箇所調査票（別記第20号様式）を、当該損壊状況を撮影した位置情報付き写真のデータとともに、所長に提出するものとする。
- 2 所長は、前項の提出を受けた場合は、別に示す森林GISのマニュアルをもとに損壊箇所を森林GISに登録するものとする。

附 則

この基準は、平成23年度事業から適用する。

この基準は、平成23年9月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

この基準は、平成24年4月27日から施行し、平成24年度事業から適用する。

この基準は、平成25年6月24日から施行し、平成25年度事業から適用する。

この基準は、平成26年5月30日から施行し、平成26年度事業から適用する。

この基準は、平成27年5月29日から施行し、平成27年度事業から適用する。

この基準は、平成28年6月16日から施行し、平成28年度事業から適用する。なお、第10の第10項のなお書きについては、平成28年10月1日以降に着手するものから適用する。

この基準は、平成28年12月2日から施行し、平成28年度事業から適用する。

この基準は、平成29年4月17日から施行し、平成29年度事業より適用する。

この基準は、平成30年4月17日から施行し、平成30年度事業より適用する。

この基準は、令和元年5月8日から施行し、施行日より適用する。

この基準は、令和2年4月20日から施行し、施行日より適用する。

この基準は、令和3年5月6日から施行し、施行日より適用する。なお、第9-1-7の2(5)、第9-2-1(7)、第9-2-2(5)、第10の12に規定する段切り作業の写真及び第22の規定については、令和3年5月6日以降に着手するものから適用する。

この基準は、令和6年4月10日から施行し、令和6年度事業から適用する。なお、第4の2、第6の3、第9-1-7の2(7)、第9-2-2の(7)および第13のアに示す森林作業道開設等チェックリストについて、令和6年度事業は移行期間として本改正前の第6の3および第13のアに示す森林作業道開設等チェックリスト（本改正前の別記様式第6号）および本改正前の第9-1-7の2(7)および第9-2-1の2(9)に示す自主点検シート（本改正前の別記様式第6号-2）の提出により替えることができる。